

[資料紹介]

小真木鉱山会社の定款について

岡田 有功*

The Statutes of Komaki Mining Company

Yuko OKADA*

Abstract

This paper introduces the statutes of Komaki Mining Company established in 1887. The company exhibited the limited liability which was important to a company. And it may be considered the mining company which adopted a depreciation system at the earliest time.

KEY WORDS : limited liability, depreciation system

1 解題

1886（明治19）年から始まった第一次企業勃興は、日本の産業革命あるいは工業化の開始期と位置づけられており、その中心であった鉄道業・紡績業そして鉱業に関する研究が蓄積されてきた¹⁾。しかしながら鉱業については、財閥系の有力鉱山を中心に研究が進められたため、非財閥系の会社組織による鉱山事業はほとんど明らかとなっていない。こうした研究史の状況をふまえ、筆者は以前に当該期における鉱業会社の実像に迫るべく花岡鉱業会社の定款を紹介したことがあるが²⁾、ここでは同社とほぼ同時期に設立された小真木鉱山会社の定款を採りあげる。

鉱山開発を目的とする小真木鉱山会社³⁾は1887（明治20）年10月に設立を許可され、本社を東京に置いて開業することになった。翌88年1月、鉱山の借区人および会社総理（社長）が、会社設立に関する届出書を創立証書・定款とともに秋田県知事に提出した。この書類は、秋田県公文書館所蔵の「秋田県庁文書群」のなかにある『明治二十一年自一月至二月 第一部勸業課事務簿 鉱山之部 一番』に収められていた。全32頁の「有限責任 小真木鉱山会社創立規約並定款」は、東京府知事宛の「会社創立御願」「有限責任 小真木鉱山会社創立規約書」および「有限責任 小真木鉱山会社定款」からなっている。

同社の定款は8章から構成され、第1章「総則」（第1～7条）、第2章「資本金ノ事」（第8～10条）、第3章「資金証券ノ事」（第11～14条）、第4章「役員選挙及権限ノ事」（第15～17条）、第5章「総会ノ事」（第18～22条）、第6章「営業一般事務ノ事」（第23～30条）、第7章「利益金分配ノ事」（第31・32条）、第8章「定款更正増補ノ事」（第33条）となっている。まず第1条において、社名に有限責任を掲げたのち、第6条で有限責任について明示している。これは、株式会社の重要な要件である有限責任を周知させることに気を配ったものといえよう。本社は東京・日本橋区に置かれ、鉱業事務所は各鉱山に都合のよい場所に設置するとしている（第2条）。

第20条には、総会での議決権が出資金100円ごとに1議決権であると定められている。資本金20万円（第8条）のうち、半額にあたる10万円を「総理」の杉本正徳が出資しており、当然、議決権は1,000と最も多かった。定期総会および臨時総会において、同数で意見が割れた際、「会長」たる「総理」が裁決するものと規定している（第18～20条）。つまり、「総理」

の権限は大きかったということができよう。役員の職務権限を定めた第17条をみると、「総理」は処務規定に当たる「申合規則」を制定・施行できることになっている。この「申合規則」も現存する⁴⁾。

主要業務について記した第27条は、金銀銅鉱などの開坑・採鉱事業のほか鉱石の売買あるいは委託製錬をあげている。続く第28条によると、産出された鉱産物は東京事務所に輸送して販売されることになっており、正貨鑄造に供するため「信任スヘキ銀行」に託すこともあるとしている。鉱産物の販売の際に、銀行を念頭においていたことは注目されよう。いまのところ、実際に銀行を経由していたかどうかは不明だが、小真木の金銀地金は大蔵省造幣局の東京出張所、そして大阪にある同局の精製分析所に送られていた⁵⁾。

また第31条では、経営状況によって増減することはあるものの利益金の40%を「所有物消却金」として、25%を「開坑準備金」として積み立てることを定めていた。利益処分である「所有物消却金」は減価償却を意味しており、1876（明治9）年の国立銀行条例改正以降、各国立銀行に導入され、私立銀行・横浜正金銀行・日本銀行などのほか、工業会社にも普及した制度であった⁶⁾。国立銀行などの金融機関で導入された減価償却は、小真木鉱山会社においても用いられていたのである。管見のかぎりであるが、小真木は最も早い時期に減価償却制度を採用した鉱業会社とみなすことができよう⁷⁾。ちなみに、以前に紹介した花岡鉱業会社の場合、減価償却に関する規定は見当たらない。

以下、定款を掲載するにあたっては、原本の縦書きを横書きとし、適宜、読点を打った。原則として常用漢字を用い、一部にルビをふった。また、助詞として使用されているつくり字は改めた。

2 資料

有限責任 小真木鉱山会社定款

大日本政府ノ允許ヲ得テ国内各地ノ鉱業ヲ経営スルニ付明治六年七月二十日日本政府ニ於テ制定セラレタル日本坑法ヲ遵守シ当会社ヲ創立スル為メ資金主等協議ノ上決定スル所ノ条々左ノ如シ

第一章 総則

第一条 当会社ノ名称ハ有限責任 小真木鉱山会社ト称スヘシ

第二条 当会社ノ本社ハ東京府下日本橋区本町二丁目十五番地ニ設ケ鉱業事務所ハ各鉱山便宜ノ地ニ於テ之ヲ設置スヘシ

但營業ノ都合ニ依リ隨時各地ニ出張所ヲ設ルコトアルヘシ

第三条 当会社ノ營業ハ広ク各地ノ鉱山ニ於テ主トシテ金銀銅鉛鉱ヲ開採スルヲ以テ目的トス

第四条 当会社現今ノ所有鉱山ハ秋田県下陸中国鹿角郡瀬田石村小真木鉱山， 同国同郡同村館石鉱山， 同国同郡同村白根鉱山， 同県羽後国仙北郡下檜木内村明通鉱山， 青森県下陸奥国南津軽郡碓ヶ関村湯之沢鉱山ノ五ヶ山トス

第五条 小真木， 館石， 白根， 明通， 湯之沢ノ五鉱山坑区券ノ記名ハ当会社総理人ノ名義ヲ用ルト雖トモ其所有權ハ会社全体ニ歸スルコト勿論ナリ故ニ総理人ノ更迭アルモ其都度書替ヲ要セサルヘシ

第六条 当会社ハ有限責任トス故ニ資金主ノ權義ハ会社ノ資産ニ止マルモノトス

第七条 当会社ノ營業年限ハ滿十五ヶ年トス但滿期ニ至リ尚繼續ヲ望ムトキハ資金主衆議ノ上之ヲ定ムヘシ

第二章 資本金ノ事

第八条 当会社ノ資本金ハ二十万円トス但營業ノ都合ニ依リ此資本金ノ増減ヲ要スルトキハ資金主協議ノ上之ヲ決定スヘシ

第九条 資本金ノ払込金額及期限ハ会社ノ都合ヲ以テ之ヲ定メ少クモ一ヶ月以前ニ之ヲ報告スヘシ

第十条 資本金払込ノ期日ニ其払込ヲ怠ル者ハ其怠リタル日数ヲ金員ニ応シ制限ノ利子ヲ払ハシムヘシ若シ払込ノ期日ヨリ滿三ヶ月ヲ経ルト雖トモ入金セサル者ハ自ラ資金主ノ權利ヲ放棄シタル者ト見做シ先キノ払込金ヲ没収シ除名スヘシ

第三章 資金証券ノ事

第十一条 当会社ノ資金主タル者ハ其引受タル資金高二対シ受領ノ証券ヲ受クルノ権利アルヘシ其雛形ハ左ノ如シ

但資金証券ノ種類ハ千円五百円百円ノ三種トス

第十二条 当会社ノ資金証券ハ総理理事ノ承認ヲ受ケ当会社ノ簿冊ニ引合セタル上ニテ之ヲ資金主中へ譲与スルコトヲ得ヘシ尤モ其証券ノ書換ヲ為サハル間ハ当会社ヨリ配当スヘキ利益金

第何番	資金証券
一 金	何円也 何某殿
右者当会社ノ定款ヲ確守シ資本金二十万円ノ内へ前書ノ金額差加相成正ニ領収致候依テ当会社ノ資金主タルコト相違無キ証拠トシテ此資金証券ヲ附与致候也	
有限責任 小真木鉱山会社	
明治 年 月 日	総理 何某 印
	理事 何某 印
	同 何某 印
有 限 責 任	
小真木鉱山会社印章	

ハ其証券ノ名前入へ渡スヘシ

第十三条 当会社ハ每半季決算ノ前後日数三十日以内証券ノ書換ヲ停止スヘシ

第十四条 当会社ノ資金払込領収証書又ハ資金証券ヲ毀損汚穢シ又姓名ヲ改メタルトキハ書換又ハ更正ヲ請求スヘシ若シ亡失シタルトキハ二名以上ノ証人ヲ立テ書面ヲ以テ其事由ヲ証明シ代券ヲ請求スヘシ

但亡失シタルモノアルトキハ新聞紙ヲ以テ其無効ニ歸シタル旨ヲ広告シ然ル上代券ヲ渡スヘシ

第四章 役員選挙及権限ノ事

第十五条 当会社資金主ノ内ヨリ投票ヲ以テ総理一名理事二名ヲ選挙スヘシ

第十六条 当会社ハ総理及ヒ理事ノ任期ヲ二ヶ年トス但滿期再選ノ節ハ重任スルヲ得ヘシ

第十七条 当会社役員ノ職務権限ヲ分ツコト左ノ如シ

一 総理 一人

会社全体ニ係ル事務ヲ総轄シ事務長以下諸役員ヲ選任黜陟シ処務ニ必要ナル申合規則ヲ制定施行シ及總會ノ会長トナリ資金主ヲ招集スルノ權ヲ有ス

一 理事 二人

常ニ総理ノ協議ニ与リ総理事務アルトキハ其事務ヲ代理ス

一 事務長 定員ナシ

事ヲ総理ニ受ケ支配人以下ヲ指揮監督シ事務ヲ担理ス

一 支配人 定員ナシ

命ヲ事務長ニ受ケ各課ノ事務ヲ担任シ所属員ヲ指揮シ事務長ニ對シテ其責ニ任ス

- 一 手代 定員ナシ
各課ニ^{えい}願属シテ事務ヲ分掌ス
- 一 備 定員ナシ
支配人ノ指揮ニ從ヒ雑務ニ従事ス
- 一 技長 一人
事ヲ総理ニ受ケ技手以下ヲ指揮監督シ常ニ事務長ト協議シテ事務ヲ担理ス
- 一 技手 定員ナシ
技長ノ指揮ヲ受ケ所属員ヲ指揮シ技長ニ対シテ其責ニ任ス
- 一 備 定員ナシ
技手ニ願属シテ事務ニ従事ス

第五章 総会ノ事

第十八条 当会社ハ毎年六月十二月ノ両度定期総会ヲ開キ総理其会長トナリ鉱業ノ景況及ヒ實際施行シタル事務ノ顛末損益勘定ヲ報告シ利益配当ヲ行ヒ兼テ会社全体ニ関スル諸件ヲ會議ニ附スヘシ

但右総会ニ於テ決議ノ件々及報告ノ要領ハ之ヲ報告書ニ製シ資金主一同ヘ頒布スヘシ

第十九条 当会社ニ於テ臨時急施ヲ要スル事件即チ左ノ如キ場合其他総理理事ニ於テ開会必要ト思考スルニ於テハ何時ニテモ臨時総会ヲ開クコトヲ得ヘシ

- 一 鉱業上ノ損失資本金額十分ノ五以上ニ及ヒタル時
- 一 当会社ノ解散セサルヲ得サル時
- 一 鉱山ノ全部又ハ一部ヲ売買譲与セントスル時
- 一 資本金ノ増減ヲ要スル時
- 一 定款ノ条件ヲ更正セントスル時
- 一 総理及理事中二名以上任期内ニ退職シ補欠選挙ヲ要スル時
- 一 資金主中資本金高ノ半数以上ノ資金主同意ヲ以テ臨時総会ノ請求ヲ為シタル時
但右請求書ニハ其総会ヲ要スル事件目的ヲ記載シ之ヲ事務所ニ^(ママ)指出スヘシ

第二十条 凡ソ総会ノ議事ハ説ノ多数ニ依テ決ス若シ可否ノ数相半スルトキハ会長之ヲ裁決スヘシ但資金主ハ資金額百円毎ニ一議權ヲ有スルモノトス

第二十一条 総会ハ資金主中資本金高半数以上ノ資金主出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス若シ事故アリテ自ラ出席スル能ハサル者ハ

他ノ資金主ニ發言投票ノ權ヲ委任ス(ル)ヲ得ルモノトス

但其委任状ヲ会場ヘ差出スヘシ

第二十二条 当会社ノ役員タルモノハ他人ノ代人トナリテ議場ニ於テ發言投票スルコトヲ得ス

第六章 営業一般事務ノ事

第二十三条 当会社ノ本社ニ於テ取扱フ営業時間ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス

但時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第二十四条 休日ハ毎日曜日及定式ノ祝日大祭日ニ限ルヘシ

第二十五条 鉱業事務所ニ於テ取扱時間及休日ハ第二十三条第二十四条ノ例ニ依ラス別ニ定ムル規則ニ從フモノトス

第二十六条 当会社ニ於テ用ル所ノ印章ハ即チ左ノ如シ

但シ総理理事ノ評議ヲ以テ之ヲ決定スルモノトス

～ (印章略) ～

第二十七条 当会社ノ業務ハ各地ノ所有鉱山ニ於テ金銀銅鉛鋳ヲ開採スルヲ以テ本務トシ石炭硫黄其他ノ鉱物ハ当分ノ間之ヲ省キ追テ衆議ノ上之ヲ開採スルモノトス

但金銀銅鉛鋳ヲ売買シ或ハ之ヲ製煉ヲ依頼スル者アルトキハ引受製煉セシムルコトアルヘシ

第二十八条 各地所有鉱山ノ出産物ハ都テ東京事務所ヘ輸送シ之ヲ売捌クヘシ

但時宜ニ依リ信任スヘキ銀行ヘ托シ正貨鑄造ノ事ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第二十九条 当会社ニ用フル金銭及ヒ物品出納ノ帳簿ハ之ヲ一定シ其簿記ハ單記法ヲ用ヒ資金主ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ営業時間中ハ其閱覽ニ供スヘシ

第三十条 当会社ノ社印ハ会社全体ニ関シタル証書約定書及ヒ重要ノ文書ニハ必ス之ヲ押捺スヘシ

第七章 利益金分配ノ事

第三十一条 当会社ノ総勘定ハ毎年両度五月十一月決算ヲ為シ其総収入金ノ内ヨリ開坑製煉建築起業費其他一切ノ経費ヲ引去リ其残高ヲ利益金ト為シ其内ヨリ役員賞与金所有物消却金開坑準備金等ヲ引去リ其残高ヲ以テ純益金ト為シ尚其内ヨリ積立金ヲ引去リ残高ヲ

資金主配当金ト定メ其配当割合ノ標準ヲ示
スコト即チ左ノ如シ

利益金高百分ノ二 役員賞与金
是ハ総理理事ノ評議ヲ以テ役員一体
ヘ適宜配当スヘシ

同 百分ノ四十 所有物消却金
是ハ営業用ノ地所家屋器械什器等ノ
消却ニ充ツヘシ尤此割合ハ毎季実際費
用ノ多寡ニ応シ自ラ増減アルモノトス

同 百分ノ二十五 開坑準備金
是ハ諸鉱山開坑試掘費トシテ備ヘ置
クモノナリ尤此割合ハ毎季実際費用ノ
高ニ応シ自ラ増減アルモノトス

総益金高百分ノ二十 積立金
是ハ非常ノ準備ニ付安全ナル方法ヲ
以テ貯蓄スヘシ

差引残高 資金主配当金
是ハ各自ノ資金高ニ応シ配当スルモ
ノトス

右決算中百分ノ幾何ト定ムルヨリ生スル
所ノ端数十円未満ノ高ハ之ヲ切捨ヘシ

第三十二条 当会社若シ非常ノ損失アリテ資本金ニ不
足ヲ生スルトキハ積立金ヲ以テ之ヲ補填シ
尚足ラサルトキハ向後得ル所ノ利益金ヲ以
テ悉皆之ヲ補充シテルマテハ一切配当ヲ止
ムルコトアルヘシ

第八章 定款更正増補ノ事

第三十三条 此定款ノ更正加除ヲ要スルトキハ資金主
一同ノ衆議ヲ以テ決定シ府庁ヘ出願スヘシ
右之条々資金主ノ衆議ヲ以テ相定メタル
其証拠トシテ各自記名調印スルモノナリ

資金主

明治二十年九月 杉本 正徳 印
中村 道太 印
倉田 民次郎
代理 中村 道太 印
鈴木 駅次 印
辻 金五郎 印
東條 軍平
代理 中村 道太 印
草鹿砥 孫
代理 辻 金五郎 印

岩上 秀

代理 鈴木 駅次 印

吉田 扶 印

穂積 寅九郎

代理 吉田 扶 印

大島 道太郎

代理 杉本 正徳 印

平尾 東三 印

角 堅吉 印

佐々木 富八郎

代理 鈴木 駅次 印

河野 幾三

代理 吉田 扶 印

竹内 半左衛門

代理 杉本 正徳 印

注

- 1) 高村直助編著〔1992〕『企業勃興—日本資本主義の形成—』ミネルヴァ書房, 谷本雅之・阿部武司〔1995〕『企業勃興と近代経営・在来経営』宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店, 高嶋雅明〔2004〕『企業勃興と地域経済—和歌山地域の検証—』清文堂, および中村尚史〔2010〕『地方からの産業革命—日本における企業勃興の原動力』名古屋大学出版会などを参照.
- 2) 岡田有功〔2005〕『花岡鉱業会社の定款について』『九州共立大学経済学部紀要』第99号.
- 3) 小真木鉱山の開発に際し, 慶應の門下生を通じて福澤諭吉も投資していた(福澤諭吉事典編集委員会編〔2010〕『福澤諭吉事典』慶應義塾 284頁).
- 4) 『小真木鉱山会社申合規則』『出羽国秋田郡南比内大葛金山 荒谷家文書』国文学研究資料館蔵, また『同家文書』には「小真木鉱山規則書」(写)も収められている.
- 5) 『造幣局長年報書』各年度版による. また, 岡田有功〔2002〕『1880年代における銀山の開発と経営』『九州共立大学経済学部紀要』第89号 10頁の表4も参照.
- 6) 高寺貞男〔1974〕『明治減価償却史の研究』未来社 I 「国立銀行における「所有物償却」の実験」の部を参照. また, 戦間期と戦時期を中心に減価償却を視野に入れた企業の経営行動については, 大橋英五〔1980〕『戦前の電力企業と減価償却』『立教経済学研究』第34巻第1・2号, 橋川武郎〔2004〕

『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会 141～143頁, 齋藤直〔2011〕「戦間期日本企業の減価償却 1930年代における減価償却の定着」フェリス女学院大学『国際交流研究』第13号, 青地正史〔2014〕『戦前日本の企業統治—法制度と会計制度のインパクト』日本経済評論社 第7章, および北川貴士〔2015〕『企業統治と会計行動—電力会社における利害調整メカニズムの歴史的展開』東京大学出版会などを参照.

- 7) 小坂鉱山を所有する藤田組の「鉱山会計規則」を分析した研究によると, 小坂では「わが国鉱山業における減価償却計算の原初的形態とみられる減債基金積立方式による資本回収計算」が行われていたと指摘されている(西川義朗〔1965〕「わが国鉱山企業の会計組織—藤田組時代の同和鉱業株式会社の会計規則を中心として—」一橋大学『ビジネスレビュー』第12巻第4号 35頁).

ただし小坂の「鉱山会計規則」は, 1889(明治22)年10月から実施されたものであり, 小真木鉱山会社が官許を得て定款を公にしたのは, それより2年ほど前の87(同20)年10月であった. ちなみに, この制度を小真木に導入したのは, 西洋式簿記に詳しい中村道太であったとみて差支えないであろう(福澤諭吉事典編集委員会編〔2010〕545頁参照).